
『NBS債権総論』（石田 剛・荻野奈緒・齋藤由起／著）

2020年2月10日第1版第2刷に際して、第1版第1刷から下記の箇所を変更しています。

2頁10行目

（変更前） 借りたお金

（変更後） 1万円

（変更前） 借主がお金

（変更後） 借主が借入金

2頁16行目

（変更前） お金を借りる

（変更後） 借金をする

2頁20行目

（変更前） 実現されなくなる

（変更後） 実現されない

2頁27行目

（変更前） わき見運転

（変更後） わき見

4頁16行目

（変更前） 買主は甲の引渡しを

（変更後） 買主は売主に対して甲の引渡しを

5頁7行目

（変更前） という問題が

（変更後） といった問題が

5頁9行目

（変更前） 規定群も

（変更後） 規定群も、

5頁下から9～10行目

（変更前） 全財産から担保物権が設定された特別財産や差押禁止財産を差し引いた一般財産

（変更後） 総財産から担保物権により把握された財産や差押禁止財産を除いた一般財産

6頁25行目

（変更前） を認めている。

（変更後） が認められている。

7頁1行目

（変更前） 供する

（変更後） 供したりする

7頁1行目

（変更前） 債権がそれ自体

（変更後） 債権それ自体が

7頁9行目

(変更前) 現れることが起きる
(変更後) 現れることになる

15頁17行目

(変更前) 損害賠償を請求できる
(変更後) 損害賠償を請求することができる

27頁8行目

(変更前) 平成32年
(変更後) 令和2年

28頁下から4行目

(変更前) 履行請求ではきないが
(変更後) 履行請求はできないが

43頁18行目

(変更前) 飼料をすでに消費し
(変更後) 飼料をすでに善意で消費し

53頁下から7行目

(変更前) 債権者が受領しない
(変更後) 債権者が弁済を受領しない

61頁16行目

(変更前) 債務の意思を知り得ない
(変更後) 債務者の意思を知り得ない

67頁9～10行目

(変更前) 目的物が契約の内容に
(変更後) 目的物が品質等に関して契約の内容に

68頁本文下から4～5行目

(変更前) 担保権により把握された財産と差押禁止財産を除いた部分である、一般財産
(変更後) 担保物権により把握された財産や差押禁止財産を除いた一般財産

75頁4～5行目

(変更前) 一定の要件のもとに
(変更後) 一定の要件のもとで

76頁6行目

(変更前) Cは差押えられた
(変更後) Cは差し押さえられた

78頁下から10行目

(変更前) 遅滞の責任を負う
(変更後) 遅滞の責任を負うとされている

78頁下から1行目

(変更前) できることができるから
(変更後) できるから

79頁17行目

(変更前) 履行請求できる
(変更後) 履行を請求できる

80頁本文下から3行目

(変更前) 債務の不履行はない

(変更後) 債務の不履行があるとはいえない

86頁下から9行目

(変更前) BがAに対して

(変更後) AがBに対して

101頁下から9～10行目

(変更前) こと反面、金銭を運用することで……挙げられ。

(変更後) こと、その反面、金銭を運用することで……挙げられる。

102頁10行目

(変更前) 「相殺」も

(変更後) 「相殺」にも

105頁下から5行目

(変更前) 獲得できる

(変更後) 取得できる

115頁下から5行目

(変更前) 権利Bを代位行使

(変更後) 権利βを代位行使

117頁下から7行目

(変更前) 債務者が自己の債権について

(変更後) 債権者が自己の債権について

118頁下から5行目

(変更前) 遺留分減殺請求権(1031条)について、判例は、

(変更後) 遺留分侵害額請求権(1046条)について、平成30年改正前の遺留分減殺請求権に関する判例は、

119頁12行目

(変更前) を行為しているときには、

(変更後) を行使しているときには、

120頁下から5行目

(変更前) が認められ、CがBの履行を受領すると

(変更後) が認められ、BがCの履行を受領すると

128頁3行目

(変更前) 対効要件具備行為

(変更後) 対抗要件具備行為

130頁14行目

(変更前) 事由に委ねられ

(変更後) 自由に委ねられ

142頁コラム2行目

(変更前) 債権代位権と同様

(変更後) 債権者代位権と同様

144頁6行目

(変更前) 後段参照→3(3)[139頁]

(変更後) 後段参照→3(3)[139頁]。

144頁下から10行目

(変更前) DはBに対して

(変更後) DがBに対して

166頁21行目

(変更前) 他の債務者は

(変更後) 他の債務者が

168頁下から3行目

(変更前) のうち、当面の生活費や葬儀代などを考慮した一定額については、

(変更後) のうち、相続開始の時の債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額

(ただし、当面の生活費や葬儀代などを考慮して法務省令で定められた額(150万円)を限度とする)については、

168頁下から2行目

(変更前) (新909条の2)

(変更後) (909条の2)

184頁1行目

(変更前) に対する時効の中断は、

(変更後) に対する権利行使等の効果として生じる時効の完成猶予・更新(147条～152条)は、

184頁15行目

(変更前) 時効を中断しないこと

(変更後) 時効について完成猶予・更新の効力を生じないこと

185頁下から7行目

(変更前) 法定利率

(変更後) 法定利息

203頁下から7行目の見出しタイトル

(変更前) 代位者相互の

(変更後) 代位権者相互の

209頁5行目

(変更前) 認識しない

(変更後) 認識しえない

221頁15行目

(変更前) 受働債権の差押後

(変更後) 受働債権の差押え後

229頁下から4行目および下から1行目

(変更前) 遺言による

(変更後) 遺贈による

230頁3行目

(変更前) 弁済による代位(500条)、転付命令

(変更後) 弁済による代位(500条)、相続(896条、899条の2第2項)、転付命令

230頁4～5行目

(変更前) 債権の移転も、契約に基づく債権の移転行為である債権譲渡とは

(変更後) 債権の移転も、債権譲渡とは

232頁3行目

(変更前) 自己の権利

(変更後) 自己の債権

232頁下から5行目

(変更前) 扶養請求権(881条)、年金受給権(国年24条)、

(変更後) 扶養請求権(881条)、配偶者居住権(1032条2項)、配偶者短期居住権(1041条)、
年金受給権(国年24条)、

240頁下から9行目

(変更前) つまり債務者対抗要件を

(変更後) つまり民法上は債務者対抗要件を

252頁下から11行目の見出しタイトル

(変更前) (3) 双務契約上の

(変更後) (3) 同一契約上の

260頁 事項索引

(変更前) 個人貸金等根保証契約……191

(変更後) 個人貸金等根保証契約……192

262頁 事項索引

(変更前) 分別の利益……188頁

(変更後) 分別の利益……189頁